道民アイデア整理表

アイデア名|狩猟税の設定権限の移譲について

【アイデアの概要】

- 地方税法で定めのある「狩猟税」の税率を、道民向け「居住する市町村」と「居住する 振興局」、「全道一円」、道外者向け「全道一円」の4種に区分。
- 更に、鳥獣保護管理法に基づく保護管理計画を策定している種については、種毎に総捕 獲数を設けたうえで、1頭当たりの追加税率を設定。
- 税率の設定は、地元で捕獲する人をより安くして経費負担軽減を図り、地元外から狩猟 を楽しみに来る人を高くして、それに見合うサービスを提供する。
- 狩猟による地方目的税の収入が増加。これを地域に還元することで、狩猟鳥獣を「単に 被害を与える迷惑な存在」から「地域の価値」に転換するとともに、狩猟者サービスの向 上を図ることができる。

【事実関係の整理】

- 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受 ける必要がある。(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第1項)
- 道府県は鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため、当該道府 県知事の狩猟者の登録を受ける者に対し狩猟税を課す。(地方税法 700 条の 51,52) 銃猟 16,500 円、わな猟・網猟 8,200 円、銃猟(空気銃)5、500 円/年 (税率)
- 狩猟税の特例措置(平成 27 年度地方税制改正)(平成 27 年度~31 年度)
 - 「背景」シカやイノシシ等の急速な生息数の増加及び分布の拡大がおこり、自然生態系、 農林水産業、生活環境への被害が深刻になった状況を踏まえ、政府として「シカ・ イノシシの生息頭数を10年後までに半減」させることが必要となった。
 - [目的] 鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者が負担している狩猟税に所要の措置を講じて経費 負担を軽減し、捕獲の担い手の確保及び登録狩猟を促進し、被害を及ぼす鳥獣の捕 獲を一層推進することを目的

[内容]

- 対象鳥獣捕獲員がうける狩猟者の登録に係る狩猟税は非課税
- ・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税を非課税
- ・有害鳥獣捕獲許可を有している者(鳥獣法に基づき被害防止目的等の許可を受け過 去1年以内に捕獲に従事した者)を1/2に減免
- なお、上記特例措置については、平成31年度税制改正の大綱において、適用期間が5 年間(平成36年3月31日まで)延長されたところ。
- 狩猟税は条例で定めること(地方税法第3条)とされているが、狩猟税は一定税率であ り、課税する場合において地方税法に定められている税率以外の税率によることができな いものと定められている。

【一次整理の対応方向(案)】

<理由>

- 第2回提案「企業立地促進法に基づく権限の移譲」において、「本法の設備投資事業者への課税特例は化学、鉄鋼、電機・電子機器など 66 種に限定されており、北海道が強みを持つ「観光」「食品産業」などが特例対象業種となっていないこと」を理由として、「課税特例の適用対象業種を、条例により、地域が独自に決定する」ことを求めたが、国における検討の結果、「企業立地促進税制等については、将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論を踏まえて継続検討」することとされた。
- 狩猟税は、地方税法において目的税であり、その税率は一定税率として、法に規定されている税率以外を課すことは制度上認められていない。本提案の実現に当たっては、狩猟税の税率を標準税率や任意税率にするなど、地方に裁量が認められる税目に改める法改正をしなければならない。

しかしながら、狩猟税を取り巻く環境は、税そのものの廃止を求める業界団体があることや課税免除などの特例措置の延長を求めている地方公共団体(道も含む)があることを 鑑みると、提案するためには課題が大きい状況である。

こうしたことから、一旦検討終了とするが、将来の道州制においては、国と地方の役割 分担や税制のあり方などを総体的に議論するなかで明確化されるべき課題であるとも考 えられるので、必要に応じて本委員会で再度審議することとする。